

令和4年6月吉日

富山県内外国人受入れに関わる団体、企業 各位

富山外国人受入団体協議会
会長 砂子阪和夫

富山外国人受入令和4年度新規会員募集のご案内

【ご挨拶】

富山県では主要産業となる製造業をはじめ多くの企業で外国人材を雇用しており、とやまで働く外国人材や雇用する企業の支援をする監理団体や特定技能外国人登録支援機関などの関係団体・企業も数多く存在していますが、2019年4月に施行された在留資格特定技能も含め、今後拡大する外国人材の受入れに対して法令も複雑化しております。企業各関係団体・企業は行政等への様々な問題や要望を持っており、「どこに聞けばよいか」「どこに要望を出せばいいか」など苦慮しているのが現状を解決すべく、「富山外国人材受入団体協議会」を昨年9月27日に発足させていただきました。

当協議会では外国からの受入れとしては日本初となる特定技能外国人受入れをした県内企業の事例（2019年6月）などを含め、積極的な情報提供・情報交換をし、市や県の行政機関の他、総務省や法務省等中央官庁との意見交換・要望書提出などを行い、県内で働く外国人材の環境改善と合わせ雇用する企業に多くのメリットを見出し、行政などへの窓口を担うべく活動をしています。（別途添付資料ご確認ください。）

また先日、別団体の「富山県国際人財受入団体協議会」の発足を受け、こちらから先方に再三のご連絡をさせていただき訪問をした上で外国人材や企業に対する理念に大きな相違が無い事を確認した上で双方の会員にとってより良い活動ができるよう合流の提案を致しました。誠に残念ながら先方の理解をいただく事はできませんでした。

私共は、今後富山県内で外国人受入れに関わる団体・企業の皆様と双方向で良い関係を築けるよう積極的に活動をしていきます。改めて同様の志を持ち事業の運営をされる皆様の参画を求め、ご入会のお願いを申し上げます。

【お申し込みについて】

協議会会則・入会申込書を添付致します。
類似団体の名称等、充分にご確認の上お申し込みください。

【事務局】〒930-0898富山市桜谷みどり町1丁目35
大澤：090-2035-1557・高村：070-3410-5533

【令和4年度の報告】

● 通常総会

外国人に対する富山県としての取り組みについての説明
意見交換会の開催（2022年6月10日）

今月10日、富山外国人受入団体協議会の令和4年度通常総会を開催致しました。同時に富山県庁より労働政策課、国際課の職員の方々にお越しいただき、外国人に対する富山県としての取り組みについてお話いただいた後、今後の外国人の雇用をとりまく環境などについて会員間で情報交換を行い、非常に有意義な会となりました。



北日本放送ニュース（6/10）
※視聴期限があります。

外国人労働者受け入れ円滑に

協議会が総会 PR手法など議論



富山外国人受入団体協議会の通常総会で意見交換する参加者＝富山市で

少子高齢化による人手不足などを受けて、外国人労働者の受け入れが全国的に広がる中、県内の技能実習生の監視団体でつくる「富山外国人受入団体協議会」が、円滑な受け入れや雇用の定着に取り組んでいる。10日に富山市内であった通常総会の意見交換では、実習生同士のトラブルの対処法や、人材を呼び込むためのPR手法などを話し合った。

外国人労働者を巡っては、在留資格などに関する法制度が年々複雑化。コロナ禍で入国・検疫措置も流動的になっている。外国人を雇用する企業からは、受け入れに際して「どこに相談をすればいいかわからない」との声が出ていた。

富山労働局によると、昨年十月末時点での県内の技能実習生を含む外国人労働者数は一万一千四百六十七人、雇用する事業所は千六百六十三カ所。国籍別ではベトナムと中国の二カ国で半数以上を占める。

（山岸弓華）

富山新聞記事（6/11）

中日新聞記事（6/11）

外国人材受け入れ円滑化
富山の団体が初総会



県内での外国人材受け入れ事業の円滑化を目的に、昨年9月発足した「富山外国人受入団体協議会」が10日、富山市千歳町の富山国際経済技術協同組合で初の総会を開いた。外国人材に関する法令や制度の情報を共有する勉強会を開くなど、2022年度事業を決定した。

協議会は県内企業で働く外国人の受け入れ窓口となる監視団体や登録支援機関、雇用側の会社でつくる6団体で発足し、現在は13の団体・企業が所属している。

人手不足に悩む県内企業にとって、外国人材は貴重な戦力。一方、新型コロナウイルスの影響で入国対応など関連制度はめまぐるしく変化しており、素早い情報収集が重要となっている。

総会では砂子阪和夫会長が「会員同士で連携し、効果的な情報共有をしたい」とあいさつ。8月と12月に出入国在留管理庁や法務省と勉強会を行う予定で、夏をめどに協議会としての要望を取りまとめる。7月に協議会のホームページを開設する。

外国人材受け入れの勉強会実施を決めた総会
＝富山国際経済技術協同組合

北日本新聞記事（6/11）

【昨年度の主な事業報告】



●設立総会 (2021年9月)

発起人の監理団体6団体主催にて設立総会を開催致しました。趣旨にご賛同いただきました監理団体、特定技能外国人の登録支援等が新たにメンバーに加わり、メディアでも多数取り扱いいただきました。



●第1回勉強会 (2021年10月)

設立総会の報道を受け、富山県警よりお声掛けをいただき国際課と生活安全対策課方々より、外国人犯罪の現状について勉強会を開催致しました。



●意見交換会 (2021年12月)

富山県庁職員、マーケティング企業にお越しいただき、外国人雇用の現状を伺うと共に各団体同士での意見交換会を開催しました。



●法務副大臣・総務副大臣要望書提出 (2022年2月)

津島法務副大臣、田畑総務副大臣を訪問し「水際措置緩和の要望書」を提出してきました。入管職員の方々や田畑総務副大臣と意見交換なども行いました。

令和4年2月24日

法務大臣 古川 禎久 殿

外国人技能実習生の入国制限緩和に関する要望書

富山外国人受入団体協議会

法務省はじめ、日本国政府のご尽力により、一旦は、終息の気配を見せた新型コロナウイルス感染症でしたが、新たな変異ウイルスにより感染の再拡大が発生しております。そのような不測の事態につきましても、日本国民の安全・健康を第一に、ご尽力頂いておりますこと、大変感謝申し上げます。

そのような状況下ではございますが、我々、富山外国人受入団体協議会は、外国人技能実習生の入国制限の緩和をここに要望いたします。

現在、新型コロナウイルスの影響により、外国人の入国が再度制限されており、外国人技能実習生として、日本の高度な技術を身につけようと意欲と熱意を持った、アジア諸国の若者が日本へ入国できず、希望を失い、不安を抱えていることも現実でございます。

日本への入国制限が続く中、出入国在留管理局からの在留資格認定証明書が発行されているにも関わらず、日本入国が叶わず、何年も入国待機している技能実習生は、当初抱いていた熱意や意欲を失い、日本での技術修得を諦める者も少なからず発生している状況です。

2020年7月9日付、在留資格認定証明書にて日本での技能実習生としての在留が認められたベトナム人男性は、日本への入国を待つ間に、ベトナムでの生計を立てることができなくなり、母国にて正社員の職に就き、生活を立て直すという理由で、日本での技能修得を諦めました。

また、2020年3月16日付、在留資格認定証明書保有のベトナム人男性は、入国を待つ間に、コロナ禍による実習実施者の業績悪化が理由で、受入れが難しくなりました。それでも、日本での技能修得を熱望していたため、監理団体は新たな実習実施者とのマッチングをし、申請の準備をしていましたが、1度目の認定証明書発行から2年近くが経ち、日本での技能修得の熱意を失い自ら採用の取消しを申入れました。

技能実習生として日本に渡航するために、彼らは日本語学校に入学し日本語を学びます。また、母国において日本入国のための各種手続きが必要となります。それら費用について、日本入国後に技能実習で得た給与で返済をするのが一般的です。日本への渡航が叶わず、技能実習生の道を諦めたものは、その費用について母国で働き、返済することになります。日本と外国人技能実習生の母国での賃金差を考慮すれば、それは容易なことではなく、生活に窮することは明かです。技能実習生としての技能修得の希望も失い、生活も困窮する若者の絶望は想像に難くありません

また、熱意を失わずに入国を待つ技能実習生についても、入国を待つ間に、銀行からの借入期間が長期化し、利息が膨らみ、当初の返済計画通りの返済が見込めなくなる者もあり、このまま2年、3年と入国を待つことになれば、彼らの人生設計にも影響が出ることになります。

日本国内において、技能実習生の入国を待ちわび、自社の技術を技能実習生に伝えることで、アジア諸国に貢献しようという高い意識を持った受入企業についても、我が子のように成長を見守る決意で受入れを決定した技能実習生が、入国が出来ず技能修得への意欲を失うのではないかと大変不安視しております。

外国人技能実習生の入国につきましては、入国前、入国後の新型コロナウイルス検査の实地、14日間の隔離措置、経過観察等政府の決定事項に基づき、監理団体が責任をもって行います。新型コロナウイルスという、未知なるウイルスの終息が今後いつになるか分からない現状で、入国待機者をこれ以上増やすのではなく、政府の決定事項に則り、一定の制限をかけながらも、徐々に外国人技能実習生を入国させることで、ひいては、コロナ禍で打撃を受けている日本経済の活性化にもつながるものと思われます。

日本を含むアジア諸国の発展のためにも、外国人技能実習生の入国規制緩和につきまして、どうかご理解頂き、熱意ある若者の未来に救いの手を差し伸べて頂けますよう、私共、富山外国人受入団体協議会会員及び、我々に賛同下さる企業よりお願い申し上げます。

【富山外国人受入団体協議会 会員】

- | | |
|----------------|----------------------|
| ・ 北陸国際協同組合 | ・ 協同組合とやまオムニパーク |
| ・ 新アジア友好協同組合 | ・ 北陸シンコウ協同組合 |
| ・ 富山国際経済技術協同組合 | ・ フレンドリージャパン協同組合 |
| ・ JCHR 事業協同組合 | ・ 株式会社 G&G (協同組合ひびき) |
| ・ サイハン富山協同組合 | ・ 扶創国際研修協同組合 |
| ・ ASE 協同組合 | ・ 川西国際行政書士事務所 |

【賛同企業】（ 富山県内企業 81 社） 企業名略

富山外国人受入団体協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、富山外国人受入団体協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、外国人受け入れ事業に関する情報の収集、情報の提供や交流を実施し、県内外国人受入機関が行う事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 外国人受け入れ事業に関する講演会、研修会、研究会の開催
- (2) 外国人受け入れ事業に関する情報の収集及び提供
- (3) 外国人受け入れ機関の相互の交流事業の開催
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員資格)

第4条 本会の会員たる資格を有する者は、原則として富山県内の外国人受け入れ機関とする。なお、新規会員の入会については理事会で諾否を決する。

(入会等)

第5条 会員になろうとする者は、入会金及び入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、脱会する際は、その旨を会長に届けなければならない。
- 4 総会の議決により会員に脱会を勧告することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 1名
- (5) 顧問 若干名 (6) 相談役 若干名

役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合、その職務を代行する。

(役員の任期)

第8条 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、通期10年間とする。

- 2 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問相談役)

第9条 顧問及び相談役は、役員会の決議により会長が委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、総会及び理事会とし、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 総会は会員をもって、理事会は会長、副会長及び理事、監事をもって構成する。
(付議事項等)

第11条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任
- (5) その他 理事会より提起された事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会の付議事項
- (3) その他総会の議決を要しない事項
(事務局)

第12条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は、本会の庶務及び経理を担当する。

(会計)

第13条 本会の運営等に要する経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補足)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則 1

この会則は、2021年9月27日から施行する。

別表

- 1 入会金 20,000 円
- 2 年会費 年額 30,000 円

富山外国人受入団体協議会・入会申込書

当団体は「富山外国人団体協議会」の会則に同意し、
入会金20,000円 年会費30,000円を入会後に支払い
以下記載事項の旨、入会を申し込みます。

記入日	2	0						年						月					日
-----	---	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---

●申込団体情報 ※以下、書式にご入力いただくかボールペンで太枠内を全てご記入ください。 鉛筆、シャープペンは無効となります。
※「※」印の箇所は必ずご記入ください。

※団体名	フリガナ：																		
※代表者氏名 / 役職	フリガナ： (役職：)																		
※団体住所 (ビル・フロアまで ご記入ください)	〒					-												県	
※TEL	- -										FAX	- -							
担当者氏名 / 役職	フリガナ： (役職：)																		
担 当 者 携帯電話	- -																		
※担当者 メールアドレス	※ご記載のメールアドレスは今後、貴社の窓口となるメールアドレスをご記入ください。 @																		
ホームページ URL																			

備 考 記載欄																		
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

●入会金・年会費の納入について

【振込口座情報】 北陸銀行 太閤山支店（店番号292） 口座番号：普通6084152
口座名義：富山外国人受入団体協議会（トヤマガイコクジンウケイレダントイキョウギカイ）
※ 振込手数料は貴団体のご負担にて、処理の程よろしくお願い致します。

■ 申込書送付先 ■	
kgd05217@nifty.ne.jp	076-427-2745
【事務局】 富山市桜谷みどり町1丁目35 大澤：090-2035-1557 高村：070-3410-5533	